

奈良県告示第九十五号

平成十九年二月奈良県告示第五百号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月十二日から施行する。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一の表中

第十条

を

第十条第一項

に、

第三十八条
て準用する

において
第十条

医薬品の販売業の廃止、
休止又は再開の届出

を

第三十八条第一項
において準用する
第十条第一項

店舗販売業の廃止、休
止又は再開の届出

第三十八条第二項
において準用する
第十条第一項

配置販売業及び卸販売
業の廃止、休止又は再
開の届出

に、

第四十条第一項に
おいて準用する第
十条

第四十条第二項に
おいて準用する第
十条

を

第四十条第一項に
おいて準用する第
十条第一項

第四十条第二項に
おいて準用する第
十条第一項

に改める。